

取り調べの可視化の実現に関する意見書

殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判において、選挙権を有する国民の中から事件ごとに無作為に選ばれた人が裁判員となり、裁判官とともに審理に参加する裁判員制度が、2009年5月までに実施予定となっている。本制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の視点や感覚が裁判の内容に反映されるようになること、また、そのことにより、国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されている。

しかし、実際の裁判では、供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、一たび裁判員となった場合には、こうしたことに対する判断も求められることは必然であり、法律家ではない国民にとっては判断に苦しむ場面に立たされることになりかねない。

このようなことから、この裁判員制度の導入に当たり、東京地方検察庁を初めとする各地の地方検察庁において、取り調べの可視化が試行されている。取り調べの可視化とは、犯罪捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対し、警察や検察が行う取り調べの全過程を録画・録音することである。可視化が実現すると、裁判の長期化や冤罪の原因となる密室での違法・不当な取り調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には、取り調べの録画・録音テープが証拠となる。

取り調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度の導入における不可欠な取り組みの一つであり、また、冤罪事件を未然に防ぐことにもつながることが明白である。

よって、国においては、2009年5月の裁判員制度の実施までに、取り調べの可視化を実現するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月25日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
法務大臣	鳩	山	邦	夫	様
国家公安委員会委員長	泉		信	也	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様